

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業の環境影響評価準備書についての意見

(第3回審査会をうけての追加)

2012年10月12日 鳥取県議会議員 市谷知子

処理方法及び諸元について

第3回目の審査会において、平成20年度から行っているゴミの調査(50以上に分解)をしており、その調査結果をメーカーに知らせ、処理方式を検討するとのことであった。しかし処理方法は、環境影響評価が終わってからでない、設定できないとの話もあり、それでは住民はなぜその処理方式になったのかわからないことになる。環境影響評価の段階から、50種類以上に分けて分析されているゴミ調査結果を住民に公表し、処理方式の選択の根拠がわかるようにすべきである。

メーカーの実績評価で処理方式を決めるとしていたが、実際にやってみたら結果が異なる可能性もある。メーカー評価以外の客観評価できる資料が必要である。

工業団地の関連性について

第3回審査会では、工業団地との関連性は、「どんな企業が来るかわからないので、わからない。工業団地は条例の適用外。鳥取市で考えてもらいたい」との答弁であった。しかし、知事意見は、工業団地との関連での環境影響評価を試算すべきとしており、その立場で、環境影響評価を行うこと。また、来る企業がわからないから評価できないというが、工業団地の造成や焼却場も活用する「取り付け道路」との関連で影響評価はできるはずである。

予想評価の考え方

近隣にある特に配慮を必要とする施設に対する予測評価がきちんと行われていない。施設ごとに予測評価すること。

希少野生動植物の保護について

知事意見では「環境を極力悪化させないこと」としているが、ほんごうそう、カスミサンショウウオ等の保護のためにどのような手立てがとれるのか明確でない。明確にされたい。

ダイオキシンについて

由来分析は難しいとの話がありながら、クリーンセンター八頭の場合の由来調査で、「除草剤」によるものがあると公表されている。そうであるならば、由来分析をきちんとすること。

大気汚染について

環境アセスマニュアルによると、煙突の高さと周辺地形で分析することになっているが、「建設予定地は周辺部より丘陵地なので周辺影響は加味していない」との答弁であった。しかし丘陵地であっても、その地域全体の周辺環境による風向き等の影響を受ける可能性がある。周辺環境を加味した影響調査をすること。